

# 戦前における手工科の中等教員養成制度について

宮崎擴道\*・澤本 章・平田晴路\*\*

A Study of The System and Meaning of Mmanual Arts Teacher Education for  
Secondary Schools in Pre-war Japan

MIYAZAKI Hiromichi\*, SAWAMOTO Akira, HIRATA Seiji\*\*

(Received September 24, 2010)

## 1. はじめに

戦前の中等教育機関（中学校、高等女学校、師範学校）の教員資格取得システムを改めて確認すれば大別して以下の二つの方途があった。第一は中等教員養成を目的とする官立学校（高等師範学校、女子高等師範学校や臨時教員養成所）による師範教育制度である<sup>1)</sup>。第二は教員免許令第4条に基づく教員検定制度によるものでこれには無試験検定と試験検定とがあった<sup>2)</sup>。従って結果的に資格取得には3つのルートが存在していたことになる。教員検定制度による検定試験は中等学校の他に高等学校、実業学校と校種によって3つに類別できたが、このうち中等学校対象の検定制度は中等教員としての一定学力を有していれば検定試験により教員となることが可能となる仕組みであった。この中等学校教員資格試験である文部省師範学校中学校高等女学校教員検定試験は文検と俗称されたので、本稿でも慣例に倣い文検と表記する<sup>3)</sup>。

戦前の教員養成のうち初等教員養成に関しては研究も進んでいるし、高等師範学校や無試験検定については牧<sup>4)</sup>や船寄<sup>5)</sup>らにより上梓されている。これに対して中等教員養成研究は比較的立ち遅れていた。中等教員養成研究のうち、文検に関しては先駆的研究として地理の文検を取り上げた佐藤<sup>6)</sup>があるが、寺崎を中心とした「文検」研究会<sup>7)</sup>あるいは船寄<sup>8)</sup>などによって本格的な研究が進められている。また個別教科を対象としたものとしては鈴木<sup>9)</sup>、小田<sup>10)</sup>、井上<sup>11)</sup>、邵<sup>12)</sup>、小笠原<sup>13)</sup>、茂住<sup>14)</sup>などがみられる。さらに手工科に限れば正田<sup>15)</sup>らによって進められているものの十分に解明されているとは云えないのが現況である。このため本稿では手工科に関わる文検を取り上げる。なお手工科の中等教員養成制度については師範教育制度として臨時教員養成所の中で唯一、手工科教員養成を行った第二臨時教員養成所について別報で考察し、あわせて作業科教員養成に関しても報告しておいた<sup>16)</sup>。

## 2. 文検制度と実際

手工科文検の実施を検討するにあたり文検制度の枠組みについて概観しておく次のようである。中等学校教員については明治17(1884)年の中学校師範学校教員免許規程(省達第8号)によって検定試験により免許状が付与されたが、この免許規程は明治19(1886)年の省令第21号尋常師範学校尋常中学校及高等女学校教員免許規則となり、その後数回の規定改正を経て明治33(1900)年の教員免許令(勅令第134号)に至った。このようにして中等学校教員の免許

\* 山口大学名誉教授 \*\* 岡山大学教育学部

制度は整備、確立された。またこの検定の詳細を規定した教員検定ニ関スル規程は明治年間に6回、大正年間に5回、そして昭和2、4年にそれぞれ改正された後、昭和7（1932）年に師範学校中学校高等女学校教員検定規程（文部省令第15号）と名称変更し、昭和19（1944）年に国民学校・青年学校及中等学校ノ教員ノ検定及資格ニ関スル臨時特例へと変った。このような文検は第1回が明治18（1885）年3月に行われ第77回の昭和18（1943）年の文検を最後としたがこの間に78回実施された。なお制度そのものは昭和23（1948）年まで存続した。

文検は中等教員養成目的の官立学校を卒業しない者を対象に学力、品行、身体などについての検定合格者に中等教員免許を与える制度であった。また文検の基本的な受験資格は中学校卒業、高等女学校卒業や小学校本科正教員免許状所有者などとされた。その後これは大正5（1916）年の規程改正で小学校本科正教員や尋常小学校本科正教員免許状所有者へと改められ、さらに拡大され小学校専科正教員や小学校准教員免許状所有者にも受験資格が与えられるようになったため文検受験者の多くは小学校教師であった。

次に試験については規程の第1条で「教員検定ハ受験者ノ学力、性行、身体ニ就キ之ヲ行フ」としており、出願者に対して直接検定を行いこれらの教員適格性について判定する法制であった。このうち学力は試験を行ったが性行、身体については出願時に提出する卒業や免許授与などの証明書や身体検査書に依ったと思われる。試験の実施方法については明治29（1896）年から尋常師範学校尋常中学校高等女学校免許規則により第2条で「試験ヲ分チテ予備試験・本試験ノ二種トシ」と地方で実施される予備試験と東京で実施される本試験の2段階制となった。また教員検定ニ関スル規程の第8条で予備試験に合格したものの本試験で不合格の場合は、翌年の予備試験に限り免除される一部免除の制度があった。この一部免除は兵役に服する場合には3年間の猶予措置が講じられた。試験内容については明治33（1900）年の教員検定ニ関スル規程で「試験ハ（中略）学校ノ学科目ヲ教授スルニ足ルヘキ程度ヲ標準トシ教授法ヲ併セテ之ヲオコナフモノトス」と出題の程度と教授法の試験を行うことが明記された。そして中等学校教員免許状は教科に対して授与されるため、文検も学科目ごとに試験が行われ合格者には学科目ごとの免許状が授与された。この試験科目名は60年間の実施期間中、時期によって異なる場合もあるが全体では60程度になり、この中で技術教育に関連するものとしては重学、手工、工業、実業（農業、工業、商業、簿記）、さらに作業などの科目が挙げられる。

また明治41（1908）年の規程改正によって試験科目に小学校本科正教員（高等小学校・尋常小学校の教科が担当できる）以外は教職教養科目として「教育ノ大意」が課せられた。さらに大正5（1916）年の規程改正において原則、国民道徳要領、教育大意の試験が課されることになったが前者は修身科出願者に、後者は教育科出願者に対してはそれぞれ免除されていた。これらの教職科目は本試験に先立ち行われ、この不合格者には本試験の受験資格が与えられなかった。ただ教職科目は実際には便宜上の理由から予備試験の前後に行われ、その合否判明は本試験時まで持ち越された。その後、昭和8（1933）年の改訂尋常師範学校尋常中学校高等女学校教員免許検定規程（省令第16号）第12条で本試験で受験学科に合格しながら教職科目の不合格が判明した者には「成績佳良証明書」を出すことになり、証明書の授与者は次年度の試験は教職科目だけ受験すれば良い免除規定が設けられた。手工科でも例えば昭和11（1936）年では3名の手工科成績佳良証明書の授与がみられる<sup>17)</sup>。

初期の文検を見ると中学校師範学校教員免許規程のもとの第1回文検は省達第8号により上野教育博物館附属講義室で明治18（1885）年3月16日から4月17日の日程で行われているが<sup>18)</sup>、石川県では明治17（1884）年9月17日付けで「中学校師範学校教員免許規程左之通達相成候條

志願之者ハ毎年十一月三十日限当庁へ出願スヘシ此旨告示候事」と受験申し込みの通達がされている<sup>19)</sup>。この合格者に対しては6月19日付で「及第ノ辞令書」が出された<sup>20)</sup>。尋常師範学校尋常中学校及高等女学校教員免許規則のもとでの第2回文検は明治19（1886）年4月1日から5月11日で工業科は5月6、7日午前8時から職工学校で行われている。出願は3府30県にみられ対象学科33科に対する受験者数は242名、合格者数は122名であった。その実施要項によれば答案用紙、筆記具などは事前に準備され持ち込み禁止であること、解答は用紙一枚に一答だが万一、一枚に収まらない場合には複数枚にわたることも認められていた<sup>21)</sup>。第5回文検は明治25（1892）年の告示第8号で明治26（1893）年1月実施とされ出願者は2,539人で合格者は188人であった<sup>22)</sup>。なお同時期、無試験検定で免許状を得たものは254名だったがその内の手工科は師範学校が7名であった<sup>23)</sup>。なお第1回受験者の片岡某（石川県）は11科を受験し全科合格、第2回受験者の田中鉄吉（石川県）は8科合格と報じられている<sup>24)</sup>。

次に文検の推移をみると先行研究では文検実施期間を第1期（明治5（1872）年～明治17（1884）年）、第2期（明治18（1885）年～明治33（1900）年）、第3期（明治34（1901）年～大正6（1917）年）、第4期（大正7（1918）年～昭和15（1940）年）、第5期（昭和16（1941）年～20（1945）年）の5期に区分して考察している<sup>25)</sup>。この第4期の大正から昭和初頭にかけては中学校進学者が増加し大正元（1912）年から大正5（1916）年の統計では合格率は48.47～49.36%と入学難の状態であった<sup>26)</sup>。このため学校も新設され中等諸学校数と生徒数も例えば大正7（1918）年と昭和13（1938）年では学校数で師範学校42.9%、中学校59.5%に、生徒数は師範学校33.2%、中学校31.3%<sup>27)</sup>にそれぞれ急増したため教員の需要が急速に高まった。例えば大正9（1920）年には661名の補充を行ったものの実際の需要は1400余名であったとされる<sup>28)</sup>。

これに応じて文検受験者も例えば大正9（1920）年の4000人台が昭和3（1928）年には12000人台に増加したが<sup>29)</sup>、とくに受験者の多い国語や歴史などの学科目はこれに対応するため大正11（1922）年から年2回の試験実施となった。この制度は昭和2（1927）年からは年1回の実施に戻されているが<sup>30)</sup>手工科はこれと関わりなく年1回であった。こうした文検であるが検定合格者の供給先である師範学校、中学校、高等女学校の就職実態は大正後期からは10%台に低下している<sup>31)</sup>、中等学校教員全体に占める文検出身者の割合は10～20%台であった<sup>32)</sup>。

### 3. 手工科の文検制度

明治17（1884）年、中等教員資格に関する最初の規程である中学校師範学校教員免許規程が定められ、その第1条において「中学師範学科若クハ大学科ノ卒業証書ヲ有セスシテ中学校師範学校ノ教員タラント欲スル者ニハ品行学力等検定ノ上文部省ヨリ免許状ヲ授与スルモノトス」とし、卒業資格の他にも検定によって中等教員資格を与える方途を開いた。その取得については第3条で「学力ノ検定ハ試験ニ依ルモノトス」と試験検定を原則とする一方で、「但左ノ項ニ該当スル者ハ本文ノ例ニアラス」とし、「農業工業商業其他ノ学術ニ長シ其教授ノ任ニ適スル者」という一項を設け無試験検定の方式も導入された。

技術教育関係をみると中学校では明治17（1884）年の改正中学校教則大綱で専修科に農業、商業と共に工業が置かれた。また明治19（1886）年の中学校令による尋常中学校ノ学科及其程度（文部省令第14号）でも地方の実状に応じて尋常中学校に工業が設けられ、続く明治24（1891）年の改正中学校令によって専修科工業が置かれた。ただ実態として工業を設置した学校はほと

んど無かったと云われる<sup>33)</sup>。師範学校でも明治14(1881)年の省令第29号師範学校教則大綱で、また明治17(1884)年の省令第12号師範学校教則大綱改正で土地の状況によって工業を置くことができた。これを受け明治18(1885)年の第1回と明治19(1886)年の第2回の文検は明治17(1884)年の省達第8号中学校師範学校教員免許規程で行われ学科目は工業であった。

次に手工科は明治19(1886)年の教育制度改革に伴い小学校令で高等小学校に加設科目として、師範学校令により師範学校で必修科目としてそれぞれ設置された。この手工科の中等教員養成機関は高等師範学校、そして東京職工学校、東京工業学校などであったが、東京工業学校では機械工芸部に特別生を置き府県知事推薦で尋常師範学校卒業生を受け入れた。例えば島根県では明治23(1890)年、「島根県尋常師範学校ヲ卒業」した者に対して「将来尋常師範学校手工科教員タラント欲スル者」は「詮議ノ上東京工業学校工芸部特別生トシテ推薦」するとし推薦者を募っているが<sup>34)</sup>、この年は第一回の入学生受け入れであり入学許可者は7名とされている。なおこの組織は後の工業教員養成所に発展することになる<sup>35)</sup>。

一方、文検では明治20(1887)年の第3回、明治21(1888)年の第4回の学科目区分には手工が置かれていたもの、実際には理由は不明であるが第3、4回の試験では手工科は実施されていない。このため手工科としての文検は明治24(1891)年の第5回が最初となり以後、昭和17(1942)年の76回までが確認できる。なお先行研究によれば明治22、23年の両年は文検そのものが行われなかったとされる<sup>36)</sup>。また第6回は明治25(1892)年には実施されず翌明治26(1893)年に行われたが、この形での実施は以降明治33(1900)年の第13回まで続けられている<sup>37)</sup>。

明治29(1896)年の尋常師範学校教員検定試験では手工が、尋常中学校教員検定試験では工業がそれぞれ試験学科目として置かれた。しかし先述のように中学校の工業は未設置であったと思われ、従って工業の文検受験者もいないと考えられる。事実、明治27(1894)年の第7回では農業、商業は試験科目に示されているが工業は除かれていた<sup>38)</sup>。明治32(1899)年の改正中学校令で中学校が男子対象の高等普通教育機関として位置づけられ、同時に工業学校などの職業教育対象の実業学校制度が確立したため中学校の専修科工業は廃止されている。また師範学校では明治25(1892)年の省令第8号で手工科は英語、農業、商業と共に選択科目とされたため手工科の受講者が激減し手工教育は不振期に入った。この影響で手工科の文検は第14回(明治34年)から第18回(明治37年)までは実施されなかった<sup>39)</sup>。

前述のように文検は予備試験と本試験の二本立てとなり明治30(1897)年の第10回から実施されるが、手工科は教員検定ニ関スル規程第7条の「(前略)学科目ノ種類ニ依リ予備試験ヲ行ハサルコトアルヘシ」が適用されて予備試験は実施されなかった。手工科が二段階制で実施されるのは明治38(1905)年の第19回からであり、これ以前の手工科は本試験のみが東京高等師範学校で行われた。なお第5回(明治24年)から第13回(明治32年)の試験は口頭試問と実技とについて行われている。

文検の学科目区分は基本的には昭和7(1932)年の第57回まで継承されたが、同年の省令第15号により教員検定ニ関スル規程は師範学校尋常中学校高等女学校教員検定規程と改称され、同時に新設学科目として公民科、理科、作業科が加えられた。文検はこの規程のもとで昭和8(1933)年の第58回から昭和18(1943)年の第77回まで行われた。なお検定学科目として実業科の農業、商業、工業があったものの実施されることはなかった。

昭和18(1943)年には中等学校令により中学校・高等女学校・実業学校が中等学校として同格の学校と位置づけられたが、中等学校令に基づく中学校規程で教科の統合再編が行われ中学

校では芸能科と実業科が置かれたため検定が行なわれる学科目も変更された。また同年の師範学校令改正（勅令第108号）で師範学校の専門学校レベルへの昇格が行われ師範学校は中等教育の範疇から外れることになって文検の対象外となり、師範学校尋常中学校高等女学校教員検定規程は中学校高等女学校教員検定規程（省令第35号）とされた。

#### 4. 手工科文検の実際

手工科でも検定試験は予備試験と本試験に分けて行われ本試験は東京で行われた。これに対して予備試験は規程の第4条で「予備試験ヲ受クヘキ者ハ其ノ受験地ノ地方庁（中略）出願スベシ」とし地方庁（道府県学務部）に出願し、第10条で「予備試験ハ出願経由ノ地方庁所在地ニ於テ之ヲ行フ」として受験者が出願した地方で実施された。例えば明治38（1905）年の第19回では長野県の予備試験では各教科34科目に133名が出願したがその中で手工科出願者は2名であった<sup>40)</sup>。この予備試験の合格者が本試験の受験資格を持つが、本試験の不合格者には翌年の再受験資格が与えられていた。図1は手工研究誌から求めた大正14（1925）年の第42回から昭和8（1933）年の第58回における手工科本試験受験者中の過年度合格者数を示している。

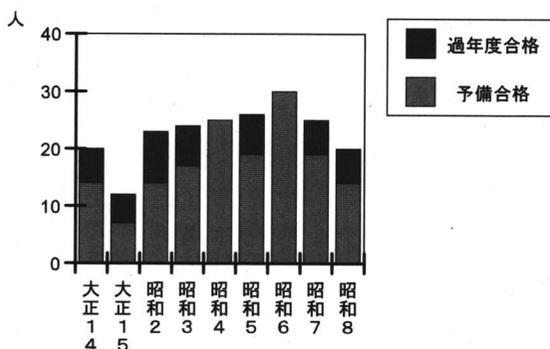


図1 本試験受験者中の過年度合格者

手工科でも先述の第4期相当期間は受験者が増加するが、表1は第42回から第58回における予備試験と本試験の実態である<sup>41)</sup>。

表1 予備試験と本試験の受験者、合格者

(人)

回	実施年	予備試験受験	予備試験合格	本試験受験	欠席	本試験合格
42	大正14	*	14	20	0	13
44	大正15	60	16	12	0	12
46	昭和2	60	14	22	1	14
48	昭和3	86	17	24	0	15
50	昭和4	111	20	25	1	16
52	昭和5	117	22	26	4	16
54	昭和6	138	19	30	0	19
56	昭和7	*	19	25	0	18
58	昭和8	*	22	20	0	20

(\*印はデータ不明)

一般に文検は先に述べたようにならかなり低い合格率であった。この合格率は一般に出願者数をもとにしているが、実際の受験者数を考慮しないと文検合格率の実態は分からない。図2及び図3は手工科の場合の実際の受験者数を考慮した予備試験合格率と本試験合格率で、前者では大正15（1926）年の26.7%から昭和6（1931）年には13.8%、後者では大正15（1926）年及び昭和8（1933）年の100%合格は別として60%台を推移している。これから手工科でも予備試験合格率は年々きびしくなるが、一旦予備試験を通過すると本試験は比較的高い合格率を維持していたことが分かる。

このように手工科の文検では予備試験の段階でかなり絞られているものの、一旦予備試験を通過すると本試験での絞り込みは少ないことが判明した。これに対して他教科、例えば国語の文検は最も受験者の多かった昭和3（1928）年では受験者1,686名、合格者76名で合格率4.07%、また昭和5（1930）年では受験者1,302名、合格者90名、合格率6.91%に過ぎなかったとされるし、また明治28（1895）年から昭和16（1941）年の平均合格率は10.68%だと云う<sup>42)</sup>。文検全体の合格率となれば大正14年から昭和8年の間では7%台～8%台であった<sup>43)</sup>。

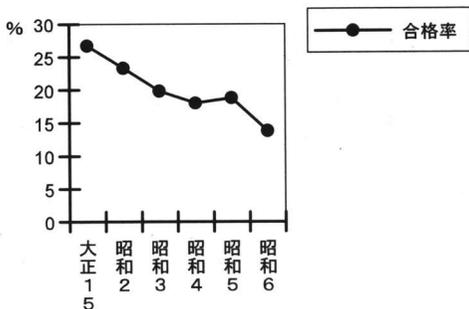


図2 予備試験合格率

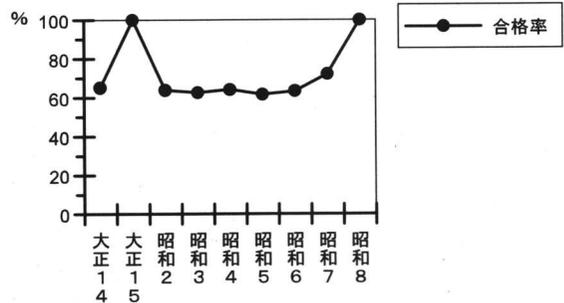


図3 本試験合格率

ところで手工科の大正12（1923）年の本試験合格者は16名でありこれは有史以来とされ<sup>44)</sup>、また大正15（1926）年の第44回予備試験受験者は60名で数年前の1.5倍ほどという<sup>45)</sup>。その背景には大正15（1926）年の小学校令改正による高等小学校における手工科の必修化と実業科工業の設置の影響が考えられる。昭和11（1936）年の文部省調査では単置高等小学校では工業科教員資格者の約12%が中等教員資格者であったとされる<sup>46)</sup>。しかし師範学校では昭和6（1931）年の規程改正で学科目として実業科が置かれたものの工業科としては存在しなかったから、小学校本科正教員でも工業科に対しては法規的には無資格であった。このため高等小学校工業科の担当可能教師も限られ、加えて工業科などの専科正教員の給与水準が本科正教員より低いこともあり一部では教員の争奪戦も見られる状況であった。高等小学校工業科の設置校はかなり低い水準であったが<sup>47)</sup>、一面にはこのような事情も影響したのではないだろうか。

## 5. まとめ

本稿は手工科教員養成研究の一環に位置づけられ、とくに文検制度の中でほとんど明らかでない手工科文検の実態解明を試みたものである。手工科の文検研究は教員検定の制度的枠組みや文部省年報、官報に依拠した数量的把握が主体で、その実施過程にまで踏み込んで検討がなされたとは言い難い面があったが本稿では以下のようなことを確認できた。

一般的には中等教員供給の多くは教員検定制、特に無試験検定に依ったが、手工科の場合

には次のような特徴が見られる。先ず官立学校による中等学校手工科教員養成では対象となるのは東京高等師範学校にほぼ限定（東京美術学校図画師範科でも手工科免許状が与えられたが本来は図画教師養成が主目的、）されるが、先行研究<sup>48)</sup>の指摘によれば同校の卒業者は教員需要増大した第4期（大正7（1918）年～昭和15（1940）年）の内の大正7（1918）年から昭和12（1937）年では87～216人だったと云うし、また主たる赴任校は師範学校から大正期には中学校へとシフトしたとされる。一方この間の師範学校数は93～102校で推移している。従って手工科に限っては師範学校教員の需要は官立学校のみで満たすことが可能であったし、なおかつ中学校教員の供給源としても貢献したと思われる。

このような手工科教員供給の実態の中での文検だが、手工科文検合格者は大正10（1921）年頃までは5、6名程度で推移しているが、他教科同様に第4期（大正7（1918）年～昭和15（1940）年）の教員需要急増期には受験者数も増加し合格者数は二けた位の一定水準を保った。ただその受験者数は国語などに比べると少数である。受験者数が伸びない要因は中学校は基本的には高等普通教育機関に位置づけられており、実技を伴う教科は傍系と意識され理解も進まなかったことに加え、手工科教員の需要が師範学校と中学校に限られ他教科のように中学校を上回る校数の高等女学校が対象とならないこと、即ち需要先が限定されていたことが指摘できる。なお作業科新設に伴い昭和8（1933）年の第58回から作業科の文検が始まっているが、臨時的措置として手工科免許は作業科免許としても有効<sup>49)</sup>とされたので手工科文検合格者はそちらにも供給された。

一般に文検受験者は小学校教員が多かったと云われるが、その理由としては社会的評価も低く拘束の多い小学校に比して、教科専門性を生かせる中等学校教員への上昇志向があったとされる<sup>50)</sup>。当時の社会経済的背景の下で上級学校進学を断念せざるを得なかった小学校教師にとって、文検による中等教員資格の取得は中等学校転出の光明を見いだすと共に自己の自信と自負心向上につながったと思われる。事実、手工科文検合格者に対しては大正初期には師範学校が「優良手工教員」として獲得しようとする動きが見られたし、都市部での「手工視学」設置や「専門的手工教員」の要望などで需要も生まれた<sup>51)</sup>。しかし現実には手工科の場合には中等教員は先述のように官立学校で供給を満たせる状況にあった。このため文検合格者が実際に中等学校教員として職を得た例は大正13（1924）年に徳島県師範学校附属小学校から同県名西高等女学校、島根女子師範学校と転任した長井八十一や昭和2（1927）年に広島県師範学校手工科助手から広島県師範学校教諭と昇任した行友伴輔の例などが見られるものの、中等学校教員として活躍する機会は決して多くなかったと考えられる。

にもかかわらず昭和に入ると手工科でも受験者が急増しているが、これは必ずしも受験者の中等学校教員志望が高かっただけでもないようである。この急増の理由としては大正15（1926）年の高等小学校手工科の必修化、実業科工業の設置の影響が考えられる。悲願とも云えた手工科必修化に対して、「高等小学校の手工科が必修科になって以来この方面の研究を志す方が段々多くなって来て」<sup>52)</sup>とされたような教員自身の自己修養、自己研鑽意欲からの受験動機が強かったのではないかと考えられる。

以上のように見れば手工科では文検制度が効果的に作用する土壌は形成されていなかったことになる。その意味で手工科の文検に限っては高等師範学校などの官立学校による養成、そして帝国大学、工業教員養成所などの無試験検定に続く第三の中等教員養成機関的な役割は非常に小さかったと結論づけられる。

## 参考文献及び注

- 1) 技術教育的な手工科の中等教員養成目的の官立学校は東京高等師範学校の図画手工科専修科のみであった。なお、作業科設置に伴い昭和11(1936)年の第71帝国議会で「師範学校、中学校、高等女学校ノ優秀ナル手工科、作業科、実業科(工業)、図画科ノ教員ヲ養成」を目的とする高等手工師範学校設立の議案が可決されたり、作業芸能教員養成機関設立の運動などが展開されているが実現はしなかった。
- 2) 無試験検定には指定学校と許可学校があり、明治33(1900)年の教員検定ニ関スル規程当時では指定学校に官立の帝国大学、高等学校、農、商、工業教員養成所が指定され、東京美術学校図画師範科でも手工科免許状が与えられたが本来は図画教師養成が主目的である。工業教員養成所は検定学科目は図画であり手工科の対象ではなかった。  
また中等学校工業科担当教師の養成は東京高等工業学校と大阪高等工業学校の附設工業教員養成所に依存したが、これらは本来的には工業学校の教員養成を目的とするものであった。許可学校は公立、私立の3校に過ぎず手工科は無関係であった。
- 3) これに対して高等学校教員検定試験は高検(大正8年以降)、実業学校教員検定試験を実教(大正11年以降)と略称されることもあった。
- 4) 牧昌見 日本教員資格制度史研究 昭和46(1971)
- 5) 船寄俊雄 近代日本中等教員養成論争史論－「大学における教員養成」原則の歴史的研究 学文社 昭和63(1988)、近代日本中等教員養成に果たした私学の役割に関する歴史的研究 学文社 平成17(2005)
- 6) 佐藤由子 戦前の地理教師—文検地理を探る 昭和63(1988)
- 7) 「文検」の研究—文部省教員検定試験と戦前教育学 学文社 平成9(1997)、「文検」試験問題の研究—戦前中等教員に期待された専門・教職教養と学習 学文社 平成15(2003)
- 8) 船寄俊雄 中等教員試験検定制度史研究(第2報)－試験検定の日程について－ 大阪教育大学紀要第IV部門38巻2号 平成2(1990)
- 9) 鈴木正弘 「文検」歴史科について—概要と足跡 比較文化史学会編 比較文化史研究 第1号 平成11(1999)
- 10) 小田義隆 戦前日本における「文検」歴史科試験問題の分析 日本教師教育学会編 日本教師教育学会年報 第9号 平成12(2000)
- 11) 井上えり子 中等学校家事科教員検定試験研究(第1報)－「文検家事」の機能 日本家庭科教育学会編 日本家庭科教育学会誌 第44巻第3号 平成13(2001)
- 12) 邵艶 「文検支那語」に関する研究ノート—戦前中国語教員養成の一断面 日本教育学会編 教育学研究 第72巻第1号 平成17(2005)
- 13) 小笠原拓 「文検国語科」の研究(1) —その制度と機能について— 鳥取大学地域学論集 第4巻第1号 平成19(2007)
- 14) 茂住實男 文検英語科で問われた英語の教授法 拓殖大学語学研究 第120号 平成21(2009)
- 15) 正田祥人 師範学校手工科教員の養成における直接養成と間接養成 産業教育学研究 第29巻第2号 平成11(1999)
- 16) 宮崎、平田 手工科及び作業科中等教員の養成について 山口大学教育学部研究論叢 第54巻第3部 平16(2004)
- 17) 手工研究 194号 p.53 昭和11(1936)

- 18) 舟寄俊雄第2報では詳細は不明とされているため以下に触れておく。受験者数は142名で「一科以上及第ノモノ」は106名、合格者内訳は修身科20、和文科4、漢文科19、英語科5、仏語科1、算術科19、代数科15、幾何科15、三角法科10、代数幾何科3、重学科1、測量科1、生理科7、動物科4、地質科1、物理科6、化学科7、地理科16、歴史科8、経済科12、本邦法令科3、心理科3、論理科2、教育学科2、習字科19、図画科10、記簿科6、体操科1、農業(養畜科)2(耕種科)3、工業科1であった 教育時論 第5号 p.11 明治18(1885)
- 19) 「告四百十三番」石川県学事報告 第2号 p.4 明治17(1884)
- 20) 教育時論 第7号 p.22 明治18(1885)、教育報知 第3号 p.5 明治18(1885)
- 21) 教育時論 第35号 p.2 明治19(1886)
- 22) 第5回についても同様に不明とされているが合格者内訳は例えば物理1(59)、農業5(24)、化学3(35)、手工2(4)、習字14(83)、家事経済0(1)、毛筆画9(29)、西洋画17(38)であった。( )内は出願者数。 教育報知 第360号 pp.22-23 明治26(1893)
- 23) 教育報知 第360号 p.23 明治26(1893)
- 24) 教育報知 第31号 p.15 明治19(1886)
- 25) 佐藤由子 戦前の地理教師—文検地理を探る p.19 昭和63(1988)  
なお寺崎編「文検」試験問題の研究は第一期導入・模索期(1885-1899)、第二期整備期(1890-1908)、第三期拡充期(1900-1932)、第四期安定期(1933-1943)としている
- 26) 櫻井役 中学教育史稿 p.505 昭和17(1942)
- 27) 文部科学省HP 学制百年史資料編 四2 第27表
- 28) 教育時論 第1285号 p.35 大正9(1920)
- 29) 寺崎昌男 「文検」の研究 p.43 平成9(1997)
- 30) 小笠原拓 「文検国語科」の研究(1)—その制度と機能について— 鳥取大学地域学論集 第4巻 第1号 平成19(2007)
- 31) 牧昌見 日本教員資格制度史研究 p.436 昭和46(1971)
- 32) 寺崎編 「文検」試験問題の研究—戦前中等教員に期待された専門・教職教養と学習 p.357 学文社 平成15(2003)
- 33) 宮崎擴道 創始期の手工教育実践史 p.168 平成15(2003)
- 34) 島根県近代教育史第3巻資料 p.93 昭和53(1978)
- 35) 牧昌見 日本教員資格制度史研究 p.395 昭和46(1971)
- 36) 舟寄俊雄 中等教員試験検定制度史研究(第2報)—試験検定の日程について— 大阪教育大学紀要第IV部門 38巻2号 p.112 平成2(1990)
- 37) 船寄俊雄 中等教員試験検定制度史研究(第2報)—試験検定の日程について
- 38) 官報 第3215号 明治27(1894) 3.22
- 39) 手工研究 第152号 p.31 昭和8(1933)
- 40) 信濃教育会雑誌 第225号 p.37 明治38(1905)
- 41) 正田は官報から出願者数と本試験の合格者数を調べているが、文検試験での実際の受験者数と予備試験の合格者数などは不明である。正田祥人師範学校手工科教員の養成における直接養成と間接養成 産業教育学研究 第29巻第2号 平成11(1999)
- 42) 小笠原拓 「文検国語科」の研究(1)—その制度と機能について— 鳥取大学地域学論集 第4巻第1号 pp.56-57 平成19(2007)
- 43) 寺崎編 「文検」試験問題の研究—戦前中等教員に期待された専門・教職教養と学習 p.527

学文社 平成15 (2003)

- 44) 手工研究 第55輯 p.37 大正12 (1923)
- 45) 手工研究 第72号 p.35 大正15 (1926)
- 46) 三羽光彦 高等小学校制度史研究 p.244 平成5 (1993)
- 47) 昭和11 (1936) 年における工業科の実施率は全国レベルでは3.1%、市域に限れば4.3%とされる。森下一期 普通教育における職業教育に関する一考察 名古屋大学教育学部紀要第35巻 平成1 (1989)、坂口兼一 都市部高等小学校における実業科工業の進展 名古屋大学教育学部紀要 第38巻 平成4 (1992)
- 48) 疋田祥人 東京高等師範学校図画手工科専修科における中等学校教員養成の変容 - 卒業生の勤務先動向から - 産業教育学研究 第31巻第1号 平成13 (2001)
- 49) 師範学校中学校高等女学校法制及経済理科農業工業手工教員免許状ノ効力ニ関スル件 昭和7年文部省令第16号 五味和信 日本近代教育年表 平成9 (1997)
- 50) 牧昌見 日本教員資格制度史研究 pp.429-430 昭和46 (1971)
- 51) 手工研究 第42輯 p.68 大正 (1918)
- 52) 手工研究 第86号 p.4 昭和2 (1927)